

(福島市国民保護計画)

第1編 総論

第1編 総論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

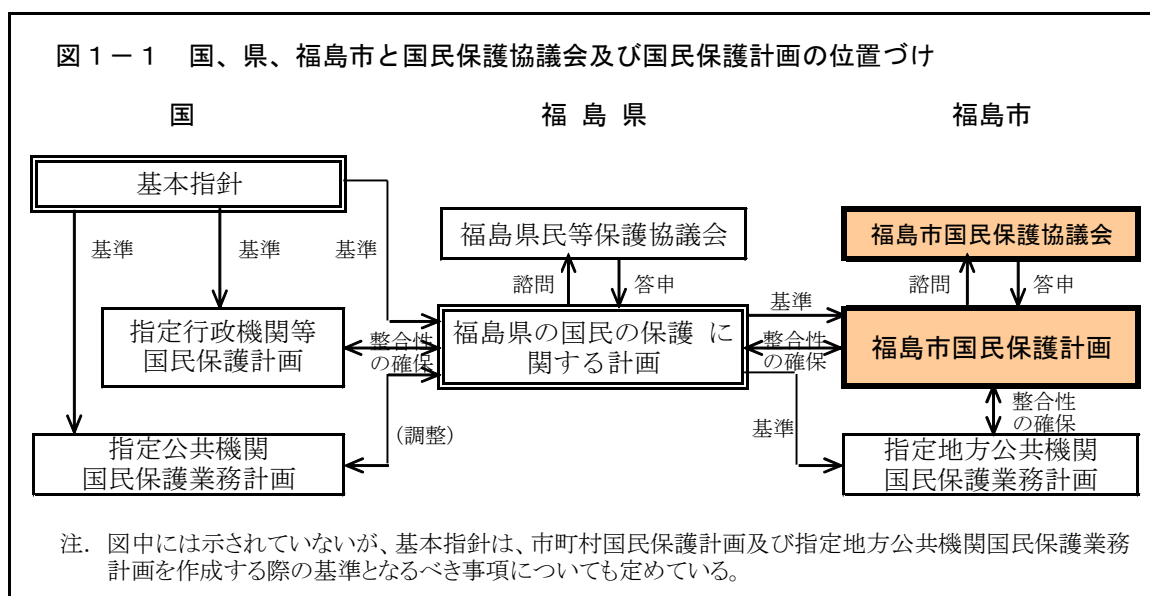
1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）において、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）及び福島県の国民の保護に関する計画（以下「県計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、市の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。（図1-1）



第1編 総論

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、国民保護法第35条第2項各号に掲げる次の事項について定める。

- ① 市の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項
- ② 市が実施する国民保護法第16条第1項及び第2項に規定する国民の保護のための措置に関する事項
- ③ 国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④ 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項
- ⑤ 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ⑥ ①から⑤のほか、市の区域に係る国民の保護のための措置に関し市長が必要と認める事項

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

《本編》

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処

《資料編》

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

- ① 市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ見直しを行う。
- ② 市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以

第1編 総論

下「国民保護法施行令」という。)で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

第2章 国民保護措置に関する基本方針等

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

1 国民保護措置に関する基本方針

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 住民等の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の住民等の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 住民等に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、住民等に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

なお、市は、高齢者、障がい者及び外国人その他の情報伝達に配慮を要する者に対しても情報を伝達できるよう、必要な体制の整備に努める。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村、並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 住民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、住民に対し、必要な援助について協力を要請する。

この場合において、住民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティア等により行われる国民保護措置に資するための自発的な活動に対し、必要な支援に努める。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法（ジュネーブ諸条約及び同第一追加議定書など）の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、自らが実施する国民保護措置のほか、指定地方公共機関等が実施する市の区域に係る国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

2 国民保護措置の実施に伴うその他の留意事項

(1) 外国人に対する国民保護措置の適用等

外国人に対しては、憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されると解されていることから、市は、市の区域内に居住し、又は、滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するよう留意するとともに、国民保護措置の実施に当たっては、1の基本方針を適用する。

(2) 市地域防災計画に基づく対応

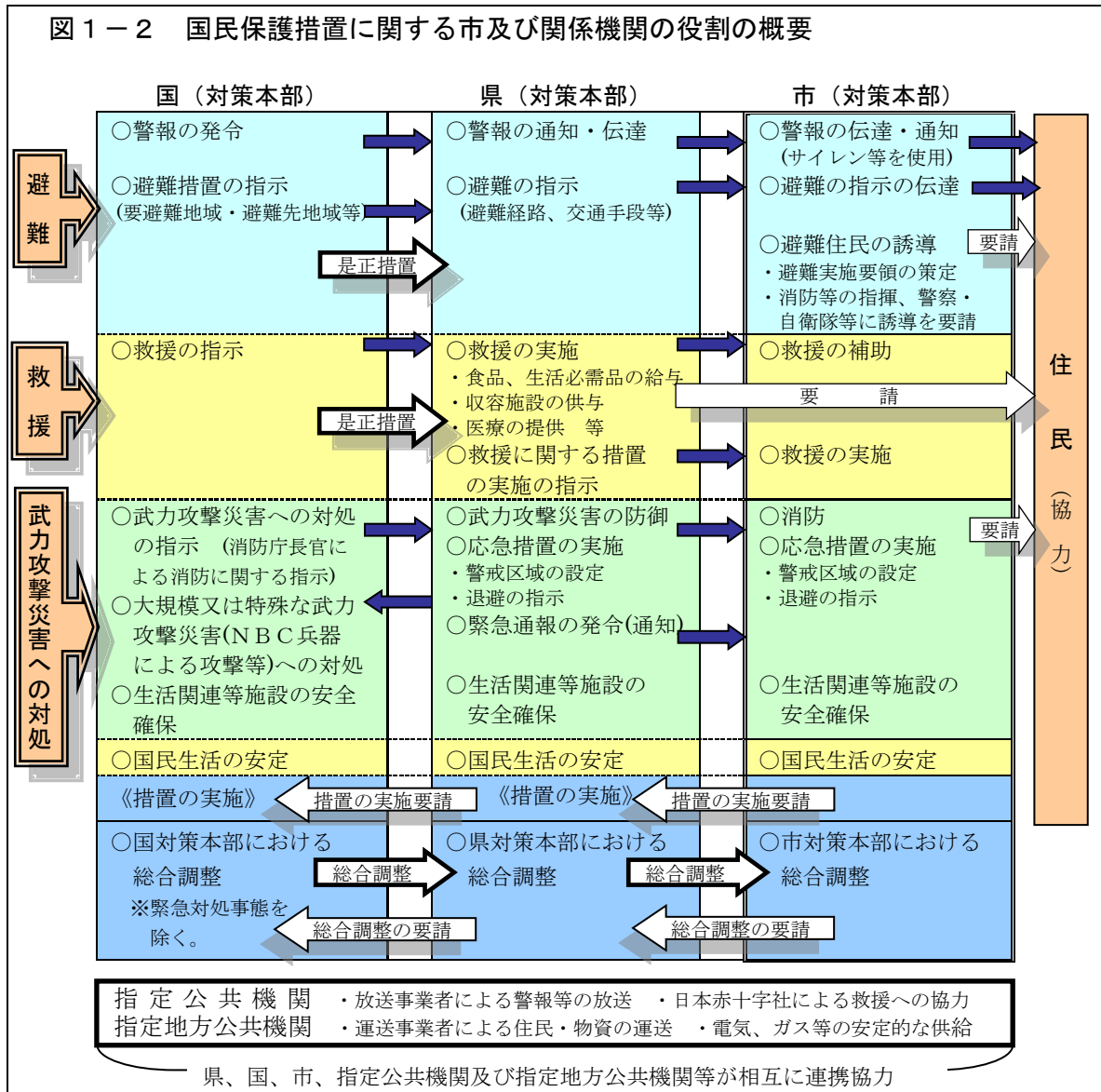
武力攻撃災害への対処については、自然災害及び大規模事故への対応と共通する部分が多いこと、また、政府による武力攻撃事態等の認定に時間を要する場合、初動対処等に関しては、防災体制に基づき実施することも想定されることから、福島市地域防災計画（以下「市地域防災計画」という。）その他既存のマニュアル等に基づく組織及び体制等を活用する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

1 市及び関係機関の役割の概要

国民保護措置の実施主体である市、国（指定地方行政機関含む。）、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「関係機関」という。）が行う国民保護措置に関する役割の概要は図1-2のとおりである。



2 市の事務又は業務の大綱

- (1) 市国民保護計画の作成
- (2) 市国民保護協議会の設置、運営
- (3) 市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
- (4) 組織の整備、訓練
- (5) 警報等の内容の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施
- (6) 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民の救援に関する措置の実施
- (7) 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- (8) 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- (9) 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

3 関係機関の連絡先

- (1) 関係指定行政機関及び関係指定地方行政機関等（自衛隊含む）
市国民保護計画 資料編（以下「資料編」という。）のとおり
- (2) 県関係機関（県警察含む）
資料編のとおり
- (3) 関係市町村機関（消防機関含む）
資料編のとおり
- (4) 関係指定公共機関及び指定地方公共機関
資料編のとおり
- (5) その他関係機関
資料編のとおり

第4章 地理的、社会的特徴

国民保護措置を適切かつ迅速に実施するために必要となる市域の地理的、社会的特徴等について、以下のとおり記載する。

1 地理的条件

(1) 位置及び面積

本市は、福島県中通り地方の北部に位置し、東は伊達市と川俣町に、西は猪苗代町と山形県米沢市に、南は二本松市に、北は桑折町と宮城県白石市、七ヶ宿町、山形県高島町に市域を接している。

市域は、東西 30.2km 南北 39.1km にわたり、総面積 767.72k m²である。

(2) 地 勢

本市は、周囲を山に囲まれた盆地で、面積の66%は林野である。また、吾妻連峰を水源地とする荒川、須川、松川等多くの河川があり、これらの河川が西から東に流れ、県南地方に源を発し本市東部を南北に縦断する形で流れる阿武隈川と合流している。このような地形のため、本市の西部においては、南北の陸路が遮断され、また東部においては東西の陸路が遮断されている。

さらに地質についてみると、平地部は阿武隈川及び吾妻山系から流れる河川によって開かれた第4紀層であり、周辺の傾斜地及び山間地は第3紀層となっている。

(3) 気 象

本市は、阿武隈・奥羽の二つの山系に挟まれた、盆地特有の気候特徴を持つ地域である。

春は周期的に天候が変化し、季節風による寒の戻りや、フェーン現象による気温の上昇等、寒暖の差が激しい。

6月上旬頃になると、太平洋高気圧が徐々に強まり日本の南海上に前線が停滞し、梅雨となる。この時期はオホーツク高気圧から阿武隈川沿いや、相馬沖から阿武隈高地を越えて冷湿な気流が入り込み、冷湿な曇りや雨の天気の日が続くことがある。梅雨の末期頃は、太平洋高気圧の強まりとともに前線が北上して大雨をもたらすことがある。

梅雨が明けると、弱い南よりの風が卓越し、気温が上昇する。特に太平洋高気圧に長い期間覆われると、盆地特有の日照や地面放射によって大気が加熱され、高温になりやすい。

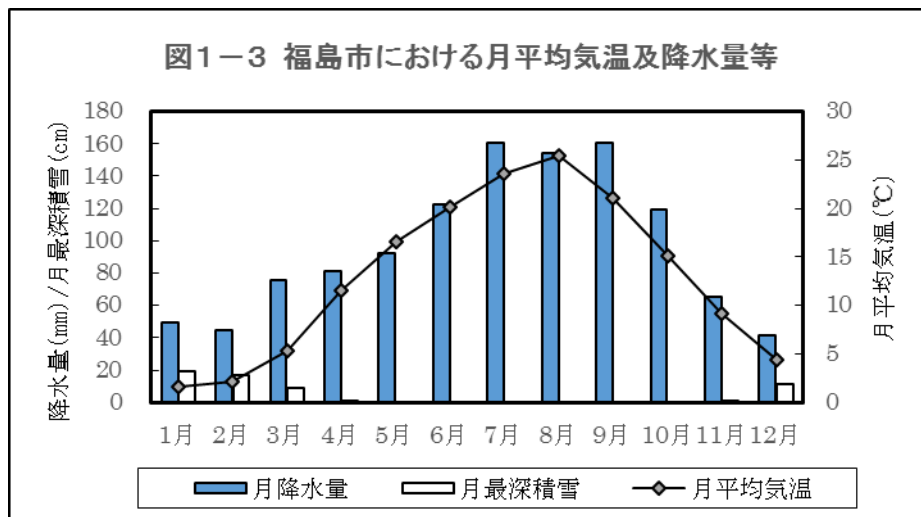
秋、9月になると太平洋高気圧が弱り、秋雨前線が停滞すると、曇りや雨の天気が多くなる。この時期は台風の季節でもあり、台風の接近時に秋雨前線が停滞している場合には前線が活発化し、長時間の大雨となり被害を増大させることもある。

10月も半ば過ぎになると比較的穏やかな天気となり、移動性高気圧に覆われた晴

れた日の明け方は、放射冷却も加わり気温が低下し、早霜の降りる時期でもある。

冬、12月中旬以降になると、シベリアの寒冷な高気圧から、北西の季節風が吹き出し、乾燥した晴天の日が続く場合がある。冬型の気圧配置が強まると、市の西側の吾妻山付近の山沿いを中心に大雪をもたらし、強風害や雪害が発生する。

(福島地方気象台資料による)



※ 気象庁（福島地方気象台）資料による1981年から2010年までの平年値

2 社会的条件

(1) 人口

本市の人口は、294,274人（平成27年10月1日国勢調査による。以下同じ。）であり、平成12年以降、国勢調査では29万人台で推移している。

年齢3区分別人口で見ると、年少人口は年々減少し、老年人口は毎年増加しており、平成12年以降は老年人口が上回る状況となっている。また、生産年齢人口は、年々減少傾向となっている。

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	291,121	297,357	292,590	294,274
0歳～14歳	45,653	43,561	39,736	34,412
15歳～64歳	192,903	192,055	180,618	175,079
65歳～ (うち75歳以上)	52,558 (21,049)	61,712 (28,877)	68,621 (35,013)	80,252 (40,357)

(注) 総数には年齢「不詳」を含む (資料: 国勢調査)

(2) 交通

① 道路

本市の主要幹線道路は、市域を南北に縦断する東北自動車道及び国道4号、東西に横断する国道13号、114号、115号をはじめとして、国道・県道が市内を縦・横断するとともに、中心部から放射状に伸びて幹線道路網を形成している。

② 鉄道

本市にある鉄道として東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」という。）の東北新幹線が、本市の南北を縦貫しており、本市と首都圏及び宮城県を結んでいる。

JR東日本の在来線では、東北本線・奥羽本線が、近隣市町の足として活用されている。また、第3セクターによる阿武隈急行線（阿武隈急行株式会社）が本市と宮城県南部を結んでおり、民間運営による福島交通飯坂線（福島交通株式会社）が、地域住民の重要な交通機関として運行されている。

表1-1 本市と隣接市町村を結ぶ道路及び鉄道路線

隣接市町村名	路線等名	出発地域	隣接到着地市町村（経由先）	備考
桑折町	県道飯坂桑折線	飯坂町湯野	桑折町	第2次確保路線
伊達市	国道4号	舟場町	伊達市	第1次確保路線
	国道115号	五十辺	伊達市	第1次確保路線
伊達市	主要地方道福島保原線	岡部	伊達市	第2次確保路線
	一般県道飯坂保原線	飯坂町平野	伊達市	第2次確保路線
	一般県道山口保原線	山口	伊達市	第2次確保路線
	東北本線	福島	伊達	東日本旅客鉄道株式会社
	阿武隈急行	福島	保原	阿武隈急行株式会社
川俣町	国道114号	豊田町	川俣町	第2次確保路線
猪苗代町	国道115号	鳥谷野	猪苗代町	第2次確保路線
二本松市	東北自動車道	西IC	二本松IC	東日本高速道路株式会社 第1次確保路線
	国道4号	舟場町	二本松市	第1次確保路線
	東北本線	福島	二本松	東日本旅客鉄道株式会社

第1編 総論

隣接市町村名	路線等名	出発地域	隣接到着地市町村（経由先）	備考
山形県 米沢市	国道13号	舟場町	米沢市	第1次確保路線
	山形新幹線	福島	米沢	東日本旅客鉄道株式会社
	奥羽本線	福島	米沢	東日本旅客鉄道株式会社
山形県 高島町	国道399号	飯坂町湯野	高島町	第2次確保路線

(3) 自衛隊施設等

本市は、陸上自衛隊は東北方面隊、海上自衛隊は横須賀地方隊、航空自衛隊は中部航空方面隊の担当地域となる。

市内には、表1-2のとおり、陸上自衛隊の福島駐屯地が設置されている。

表1-2 市内の自衛隊施設

区分	駐屯地・分屯基地名	部隊名	所在地
陸上自衛隊	福島駐屯地	・東北方面隊第6師団第44普通科連隊 ・東北方面隊第2施設団 第11施設群	福島市荒井

(4) 電力供給施設

市内に位置する主な水力発電所、汽力発電所は表1-3のとおりである。

表1-3 市内の発電所の設置状況

区分	施設名	所在地	出力(kw)	事業者名	備考
水力発電所	滝野発電所	福島市飯坂町茂庭字大平	900	東北電力(株)	電気事業用
	穴原発電所	福島市飯坂町湯野字湯尻	1,850	東北電力(株)	電気事業用
	蓬萊発電所	福島市立子山字大滝	38,500	東北電力(株)	電気事業用
	信夫発電所	福島市渡利字片倉	5,950	東北電力(株)	電気事業用
	土湯発電所	福島市土湯温町字日向	2,380	東北電力(株)	電気事業用
	荒川発電所	福島市佐原字西手城森	3,100	東北電力(株)	電気事業用
	庭坂発電所	福島市町庭坂字清水原	1,500	東北自然エネルギー(株)	自家用
	大笹生発電所	福島市大笹生字早坂	11,400	東北電力(株)	電気事業用

区分	施設名	所在地	出力 (k w)	事業者名	備考
水力発電所	摺上川発電所	福島市飯坂町茂庭字大堀	3,000	東北電力(株)	電気事業用
	飯野発電所 (蓬萊ダム)	福島市飯野町地内	230	東北電力(株)	電気事業用
汽力発電所	福島市あぶくまクリーンセンター	福島市渡利字梅ノ木畑	800	福島市	自家用
	福島市あらかわクリーンセンター	福島市仁井田字北原	5,100	福島市	自家用
	土湯温泉16号源泉バイナリー	福島市土湯温泉町字陣場	400	つちゆ温泉エナジー(株)	自家用
合計	13カ所		75,110		

※ 移動用発電所、自家用の1万k w未満の内燃力及び1000k w未満のガスタービンを原動力とする発電所を除く。資料：関東東北産業保安監督部東北支部電力安全課

3 地理的・社会的条件からみた国民保護措置の実施に関する留意事項

(1) 地勢、気象条件による避難経路の制限

本市において、市の西方面に住民避難を実施する場合、中山間地域を移動することになるため、避難経路が制限されるおそれがある。

(2) 中山間地域における高齢者等の住民避難

① 本市は、高齢化率が全国平均より高く、特に中山間地域に位置する地区においては、高齢者の比率や1人暮らしの高齢者世帯の比率が高いことから、高齢者など特に配慮を要する者に対する避難誘導のあり方や避難手段の確保方法に留意する必要がある。

② 中山間地域においては、公共交通機関が限られている地域が多いことから、当該地域における住民の避難については、避難手段の確保方法に留意する必要がある。

③ 中山間地域における積雪時の住民避難については、避難の経路や交通手段が限定されるとともに、移動に長い時間を要する可能性があるため、中山間地域における高齢者等の避難住民の健康管理を適切に行う必要性が高いことに留意する必要がある。

(3) 発電所立地地域における住民避難

本市には、水力発電所及び汽力発電所が立地しているが、これらの発電所に対し武力攻撃及び緊急対処事態における攻撃(以下「武力攻撃等」という。)が行われた場合、大規模かつ広域的な住民避難も想定されることから、平素からの発電所の安全確保や

第1編 総論

武力攻撃災害が発生した場合の対処に関して配慮する必要がある。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり基本指針及び県計画において想定されている武力攻撃事態等及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態等の類型

(1) 武力攻撃事態等の類型

基本指針及び県計画には、武力攻撃事態等として、着上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃及び航空攻撃の4類型が示されており、市国民保護計画においても基本指針等と同様の事態を想定する。

なお、各類型の詳細については表1-4のとおりである。

表1-4 基本指針における武力攻撃事態等の類型

類 型	武 力 攻 撃 等 の 特 徴 及 び 対 応 等 の 留 意 点
着上陸侵攻	<p>《特 徴》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、国内へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。 ○ 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。 ○ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。 ○ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。 <p>《対応の留意点》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終了した後の復旧が重要な課題となる。
ゲリラや特殊部隊による攻撃	<p>《特 徴》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。

類 型	武力攻撃等の特徴及び対応等の留意点
ゲリラや特殊部隊による攻撃	<p>○ 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば原子力事業所が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。</p> <p>《対応の留意点》</p> <p>○ ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、県及び県警察は、市（消防機関を含む。）及び自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である</p>
弾道ミサイル攻撃	<p>《特 徴》</p> <p>○ 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で国内に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。</p> <p>○ 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</p> <p>《対応の留意点》</p> <p>○ 弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。</p>
航空攻撃	<p>《特 徴》</p> <p>○ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。</p> <p>○ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。</p> <p>○ なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。</p> <p>○ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</p> <p>《対応の留意点》</p> <p>○ 攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。</p>

(2) 武力攻撃事態等においてNBC兵器が使用された場合の対応等

基本指針及び県計画における、NBC兵器が使用された場合の対応等については、表1-5のとおりであり、市国民保護計画においても基本指針等における対応等を踏まえて対応することとする。

表1-5 基本指針におけるNBC兵器が使用された場合の対応等

区分	NBC兵器が使用された場合の対応等
核兵器等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という。）による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる。核爆発によって、①熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、②爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線と、③初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。このうち①及び③は、爆心地周辺において被害をもたらすが、②の灰（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。 ○ 放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸飲することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。したがって、避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。また、汚染地域への立入制限を確実にし、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。 ○ ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。 ○ 核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査（スクリーニング）及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。
生物兵器	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。 ○ 生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。

区分	N B C 兵器が使用された場合の対応等
生物兵器	○ したがって、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要である。
化学兵器	○ 一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。 ○ このため、国、県及び市（消防本部含む。）等関係機関の連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。また、化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。

2 緊急対処事態の分類

(1) 緊急対処事態の類型

基本指針及び県計画において、緊急対処事態は、攻撃対象施設等による分類及び攻撃手段による分類に区分され、表1-6のとおりそれぞれ2つのパターンが示されており、市国民保護計画においても当該事態を対象として想定する。

表1-6 基本指針における緊急対処事態の類型

分類	区分	事態例	被害の概要
攻撃対象施設等による分類	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	①原子力事業所等の破壊	①原子力事業所が攻撃を受けた場合の主な被害 ・大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。 ・汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。
		②石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	②石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害 ・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。
		③危険物積載船への攻撃	③危険物積載船が攻撃を受けた場合の主な被害 ・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。
		④ダム破壊	④ダムが破壊された場合の主な被害 ・ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。

第1編 総論

分類	区分	事態例	被害の概要
攻撃対象施設等による分類	多数の人が集合する施設、大量運送機関等に対する攻撃が行われる事態	①大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 ②列車等の爆破	○大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。
攻撃手段による分類	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	①ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 ②炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ③水源地に対する毒素等の混入 ④市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布	①放射性物質等 ・ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。 ・ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。 ・小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。 ②③生物剤（毒素を含む。）による攻撃 ・生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様である。 ・毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似している。 ④化学剤による攻撃 ・化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様である。
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態	①航空機等による多数の死者を伴う自爆テロ ②弾道ミサイル等の飛来	○主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 ○攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。 ○爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

(2) 緊急対処事態においてNBC兵器が使用された場合の対応等

基本指針及び県計画における、NBC兵器が使用された場合の対応等については、表1-5のとおりであり、市国民保護計画においても基本指針等における対応等を踏まえて対応することとする。